

〈貸借対照表の注記〉

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っています。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. 及び3. と同じ方法により行っています。

5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

6. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、「建物」については定額法、「その他の有形固定資産」については、主に定率法を採用しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～50年
----	--------

その他	2年～60年
-----	--------

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しています。

7. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。

なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等内で定める利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しています。

8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは0としています。

9. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しています。

10. 当金庫の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」といいます。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」といいます。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」といいます。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,171百万円です。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しています。

- 1 1. 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- 1 2. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- 1 3. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

また、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	1,796,855 百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746 百万円
差引額	△ 31,890 百万円
- ② 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合（令和7年3月31日現在）1.5755 %
- ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円、別途積立金95,415百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7か月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金293百万円を費用処理しています。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

14. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
15. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しています。
16. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
17. 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
18. 収益の計上方法
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、「受入為替手数料」は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入関連取引、外国為替送金等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 「その他の役務収益」の主なものは、約束手形小切手交付手数料、口座振替手数料、不動産担保取扱手数料等の融資関係手数料、投資信託販売手数料や保険販売代理店手数料の証券・保険販売業務関係の受入手数料、貸金庫業務関係の受入手数料等です。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。インターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益等として計上し利用期間に按分していますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 上記は、役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため、顧客との契約から生じる収益に該当しません。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しません。
19. 当金庫及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式により、連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
- また、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

20. 重要な会計上の見積り関係

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金 8,143百万円

貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として10.に記載しています。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。なお、原材料費や人件費の高騰等の影響は、今後も継続すると想定していますが、想定を超える経済環境の悪化の影響による個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、この影響の不確実性に対応するため、一部の信用リスクの悪化が想定される債権について貸倒引当金を追加計上しており、その金額は3,052百万円です。

(2) 繰延税金資産 5,685百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっています。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

21. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

金銭債権総額	25 百万円
--------	--------

22. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

金銭債務総額	- 百万円
--------	-------

23. 子会社等の株式又は出資金の総額

(連結子会社及び連結子法人等の株式又は出資金を除く)

	6 百万円
--	-------

24. 有形固定資産の減価償却累計額

	25,043 百万円
--	------------

25. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,214 百万円
危険債権額	26,320 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	4,435 百万円
合計額	36,969 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

26. 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は、3,992百万円です。

27. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券	12,897 百万円
------	------------

預け金	- 百万円
-----	-------

担保資産に対応する債務

預金	6,925 百万円
----	-----------

借用金	50,000 百万円
-----	------------

上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保として、預け金131,400百万円を差し入れています。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しています。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4,734 百万円

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は515百万円です。

30. 出資1口当たりの純資産額 318円32銭

31. 金融商品の状況に関する事項

- （1）金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務、及び市場運用業務などの金融業務を行っています。このため、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されています。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部・管理部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部・国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経営企画室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、リスク管理統括部と情報共有しています。これらの情報はリスク管理統括部を通じ、リスク管理委員会に定期的に報告されています。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われています。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券のうち債券」、「貸出金」、「預金積金」です。

当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、令和8年3月31日現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、8,963百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しています。

3.2. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません（（注2）参照）。

また、現金、コールローン、外国為替（資産・負債）、コールマネーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	435,196	421,664	△ 13,532
(2) 買入金銭債権	7,700	7,567	△ 132
(3) 金銭の信託	2,045	2,045	－
(4) 商品有価証券	－	－	－
売買目的有価証券	－	－	－
(5) 有価証券	576,438	572,059	△ 4,379
満期保有目的の債券	34,251	29,872	△ 4,379
その他有価証券	542,187	542,187	－
(6) 貸出金（＊１）	1,168,635	－	－
貸倒引当金（＊２）	△ 8,125	－	－
	1,160,509	1,149,864	△ 10,644
金融資産計	2,181,890	2,153,201	△ 28,689
(1) 預金積金	2,064,320	2,064,627	306
(2) 借入金（＊１）	50,000	50,000	－
金融負債計	2,114,320	2,114,627	306

（＊１）貸出金、借入金の時価には、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しています。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※連結貸借対照表計上額及び時価には、連結貸借対照表日までの未払利息、又は、前受収益が控除されています。

（注１）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（１）預け金

満期のない預け金及び預入期間90日以内の短期間の預け金については、価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を新規に預け入れする際に使用する利率で割り引いた現在価値を算定しています。

また、仕組預け金については、発行体から提示された価格によっています。

（２）買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっています。

（３）金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された価格によっています。

（４）商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(5) 有価証券

株式は、取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、自金庫保証付私募債については、新規に投資を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値評価によっています。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については33. から36. に記載しています。

(6) 貸出金

貸出金は、以下の①～⑥の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

①残存期間が短期間（90日以内）のものは、時価は連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」といいます。）と近似していることから、当該貸出金計上額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、貸出金計上額

④①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

⑤仕組貸出金については、取引金融機関から提示された価格によっています。

⑥破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸出金計上額から、貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。なお、残存期間が短期間（90日以内）のもの及び変動金利のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	364
信金中金出資金 (*1)	11,658
組合出資金 (*2)	3,971
合計	15,993

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和6年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	216,196	157,000	32,000	30,000
買入金銭債権	4,600	2,000	-	1,100
金銭の信託	-	-	-	-
有価証券	28,863	240,693	99,021	118,000
満期保有目的の債券	-	2,800	6,500	26,700
その他有価証券のうち満期があるもの	28,863	237,893	92,521	91,300
貸出金 (※)	784,254	234,917	117,891	28,292
合計	1,033,914	634,611	248,913	177,392

※貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めていません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (※)	1,990,611	73,708	0	-
借入金	50,000	-	-	-
合計	2,040,611	73,708	0	-

※預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しています。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれています。以下36まで同様です。

売買目的有価証券

(単位：百万円)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	997	934	△ 63
	地方債	1,000	937	△ 62
	社債	18,253	16,008	△ 2,244
	その他	14,000	11,992	△ 2,008
	小計	34,251	29,872	△ 4,379
合 計		34,251	29,872	△ 4,379

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,418	9,070	2,347
	債券	10,356	10,335	20
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	10,356	10,335	20
	その他	70,842	68,518	2,323
	小計	92,616	87,924	4,691
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,770	7,477	△ 706
	債券	188,069	193,748	△ 5,678
	国債	-	-	-
	地方債	1,035	1,100	△ 64
	社債	187,033	192,648	△ 5,614
	その他	254,730	263,393	△ 8,663
	小計	449,570	464,619	△ 15,048
合 計		542,187	552,544	△ 10,356

34. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

売却した満期保有目的の債券はありません。

35. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	10,374	2,897	17
債券	52,892	2	7,957
国債	10,970	-	3,445
地方債	91	-	8
社債	41,829	2	4,503
その他	28,247	4,964	214
合計	91,513	7,864	8,189

36. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しています。

当連結会計年度における減損処理額は、402百万円（うち、株式169百万円、社債233百万円）です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価が50%以上下落した場合、または、取得原価に対して時価が連結決算期末前1年間の各月末に一度でも取得原価の70%を回復していない場合に著しく下落したと判断しています。

37. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	2,045	2,114	△ 68	0	△ 68

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,664百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものは、14,168百万円です。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	3,315	百万円
その他有価証券評価差額	2,984	百万円
その他	1,846	百万円
繰延税金資産小計	8,146	百万円
評価性引当額	△ 2,460	百万円
繰延税金資産合計	5,685	百万円
繰延税金負債		百万円
その他有価証券評価差額	-	百万円
その他	29	百万円
繰延税金負債合計	29	百万円
繰延税金資産の純額	5,656	百万円

40. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和6年9月13日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	-	百万円
顧客との契約から生じた債権	51	百万円
契約負債	0	百万円

41. 追加情報

その他の出資金は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振替えて計上したものです。

〈損益計算書の注記〉

- （注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 出資1口当たり当期純利益金額 10円63銭
3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和6年9月13日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当連結会計期間における顧客との契約から生じる収益は、51百万円です。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しています。